

宗像市は「創業できる街」を目指し、宗像市商工会、市内金融機関、その他支援機関等と連携して創業される方を応援しています。業種は不問。新しいビジネスモデルも大歓迎です。宗像で“宗業”(創業)する方の費用の一部を補助します！



対象者

- ① 交付申請時と同年度に宗像市内で創業を予定している個人
- ② 宗像市内で創業後、1年未満の個人または会社

※事業を営んでいない個人、または事業開始後5年以内に宗像市内で法人成りしようとする個人であること  
※個人の場合には、宗像市内に住所を有する、またはその予定であることが必要



対象経費

- ① 委託費
- ② 工事費
- ③ 備品購入費
- ④ 広報費
- ⑤ 事務所等賃貸料



※消費税等の税金に係る部分は対象外です。



補助率

補助率: 上記補助対象経費の**1/2**  
上限額: 個人・法人ともに、**50万円**

募集  
期間

令和3年6月28日(月)～  
**7月23日(金)**  
【当日消印有効】



申請～  
事業実  
施まで

## ① 申請準備

- ・申請書等の他、**宗像市商工会の支援**によって作成された最新の「創業事業計画書」を提出いただきます。こちらは宗像市商工会までご連絡を！
- ・申請には、「**特定創業支援等事業**」を受けたことの**証明書**が必要となります。**取得までに一ヶ月以上要します**ので、補助金の申請をご検討の方は、お早目に宗像市商工会にご相談下さい。

## ② 申請・審査・交付決定

- ・申請後、審査をおこない、交付決定させていただきます。審査の際には、申請書の内容について問い合わせることがあります。
- ・審査結果は、個別に通知いたします（申請締め切りから3週間を目途に通知）。

## ③ 事業実施（交付決定日～令和4年3月31日）

- ・補助金の交付決定後、速やかに事業を開始してください。補助対象事業の内容を変更する場合は、変更の承認を受けなければなりません。

## ④ 事業完了後

- ・事業完了後、完了報告書に必要な書類を添え提出してください。
- ・補助金交付後、翌年度より3年間は営業を続け、1年毎に報告書を提出いただきます。

※詳細な条件や申請方法等については次項をご覧ください

## お問い合わせ先

【申請について】

宗像市役所 商工観光課 商工係 TEL:0940-36-0037

【創業事業計画書について】(事前に電話にて予約が必要です)

宗像市商工会 TEL:0940-36-2268



【宗像市の創業支援について】

## 補助対象経費の詳細(例)

※補助金活用例は一部です。事業が対象になるかどうかのご確認は宗像市商工観光課にご連絡下さい。

### ①委託費

・司法書士、行政書士等への書類作成委託 ・試作品製造委託 など

### ②工事費

・内外装工事 ・水道工事 ・電気工事 など

### ③備品購入費

・機械設備購入費 ・備品購入費 など

※PC、タブレットPC及び周辺機器(LAN、wi-fi、ルーター、サーバー、webカメラ、ディスプレイなど)、自転車、その他汎用性の高い機器などは対象外

※リース費は対象外

### ④広報費

・チラシ作成費 ・HP作成費 ・のぼりなど広報物の作成、購入費 ・広報物掲載料 など

### ⑤事務所等賃貸料

・駐車場、共益費、管理費含む(賃貸借契約書の写しが必要)

※1親等以内の親族が所有するものに係る経費の除く

### 注意事項

- ・自宅兼店舗に係る対象経費には制限があります。
- ・原材料費、テイクアウトの容器など消耗品費は対象外です。
- ・消費税、地方消費税に係る部分は対象外です。

## 補助対象者

※事業継承に伴う創業等、対象外となる場合があります。

①宗像市内で交付申請時と同年度に宗像市内で創業を予定している個人

②宗像市内で創業後、1年未満の個人または会社

※事業を営んでいない個人、または事業開始後5年以内に宗像市内で法人成りしようとする個人であること

※個人の場合には、宗像市内に住所を有する、またはその予定であることが必要

上記の①②のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者

(1)次のいずれかに該当すること

ア 市内に住所及び主たる事業所を有する、又は当該年度内に有する予定の個人

イ 市内に主たる事業所を有する、又は当該年度内に主たる事業所を設立する予定の法人

(2)宗像市特定創業支援等事業に係る証明書が発行された者

(3)市税の滞納がないこと

(4)暴力団員ではない、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと

## 補助対象事業

(1)実効性が高く、需要や雇用等を生み出す見込みのある事業

(2)宗像市商工会の支援のもと作成された創業事業計画に則り実施される事業

(3)金融機関からの資金調達又は自己資金で事業の実施が十分見込める計画であること

(4)次のいずれにも該当しないこと

ア 宗教的活動または政治的活動を目的とするもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業

ウ フランチャイズ又はこれに類する契約に基づくもの

## 審査について

申請書類等を元に、次の点に着目して審査・選考を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。

(1)地域経済への波及効果、雇用の創出効果：地域経済の活性化に資する事業であること。新たな雇用が見込まれる計画であること。

(2)実現可能性：商品、サービスの実施内容が具現化できるものとなっていることターゲットとなる顧客や市場が明確となっていること。

(3)収益性：事業全体の収益性の見通し、自己資金、借入金の確保について妥当性と信頼性があること。

(4)創業者の資質：創業の動機、意欲、事業目的が明確であること、必要な知識、技術の習得を含めた準備をおこなってきたこと。

**本補助金についてのお問い合わせ先：宗像市役所 商工観光課 商工係 TEL:0940-36-0037**